

命 令 書

申 立 人 ネッスル日本労働組合東京支部

被申立人 ネスレジャパンホールディング株式会社

被申立人 ネスレジャパンアドミニストレーション株式会社

被申立人 ネスレ日本株式会社

上記当事者間の都労委平成 15 年不第 15 号事件について、当委員会は、平成 17 年 7 月 5 日第 1397 回公益委員会議において、会長公益委員藤田耕三、公益委員大辻正寛、同中嶋士元也、同浜田脩、同大平恵吾、同北村忠彦、同小井土有治、同永井紀昭、同松尾正洋、同横山和子、同岩村正彦、同荒木尚志の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人ネスレジャパンホールディング株式会社は、本命令書受領の日から 1 週間以内に、下記内容の文書を申立人ネッスル日本労働組合東京支部に交付しなければならない。

記

年 月 日

ネッスル日本労働組合東京支部

執行委員長 X1 殿

ネスレジャパンホールディング株式会社

代表取締役 Y1

当社が、東京都地方労働委員会(当時)の平成 14 年不第 2 号事件の調査期日における確認事項に反して、平成 14 年 7 月から 12 月までに行われた団体交渉に関し団体交渉開催場所への移動時間について貴組合側交渉員の賃金控除を行ったこと、及び平成 16 年 2 月 3 日の団体交渉において貴組合の説明要求にもかかわらず他社名義の使用について具体的な説明を行わなかったことは、東京都労働委

員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注:年月日は文書を交付した日を記載すること。)

- 2 被申立人ネスレジャパンホールディング株式会社は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。
- 3 被申立人ネスレジャパンホールディング株式会社に対するその余の申立てを棄却する。
- 4 被申立人ネスレジャパンアドミニストレーション株式会社及び被申立人ネスレ日本株式会社に対する申立てを却下する。

理 由

第1 事案の概要と請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

本件は、申立人ネスル日本労働組合東京支部と被申立人ネスレジャパンホールディング株式会社外2社との団体交渉の開催形式及び平成13年に行われた被申立人3社の商号変更や新設を含む組織再編に係る被申立人ネスレジャパンホールディング株式会社の対応が、それぞれ不誠実団体交渉及び支配介入に該当するか否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

申立人は、当初、平成15年1月6日付団体交渉申入れに対する被申立人ネスレジャパンホールディング株式会社の対応が団体交渉拒否に該当すると主張し、また、下記(2)の団体交渉開催方式について、「本部や他支部と同時に開催することを求めないこと」など、計6項目の救済を求めていたが、16年8月16日に以下のとおり救済内容を整理した。

- (1) 被申立人3社は、申立人との団体交渉に関して、次の事項に関する会社の見解を文書で開示し、誠実に団体交渉に応じること。
 - ア 東京支店における就業規則作成等に関する被申立人3社の権限の配分
 - イ 関係会社と従業員の雇用関係
 - ウ グループを構成する法人各社の権限とその根拠
- (2) 被申立人3社は、団体交渉開催方式に関して、次の事項を遵守すること。
 - ア 組合側出席メンバーを10名まで許容すること。
 - イ 東京支店又はCOT会議室で団体交渉を開催すること。
 - ウ 支店長ら支店に関して責任ある者が団体交渉に出席すること。
 - エ 団体交渉開催場所までの移動時間について、賃金補填を行うこと。

(3) 文書揭示

第2 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人ネスレジャパンホールディング株式会社(以下「ホールディング」という。)は、肩書地に本社を置き、食品製造販売を業とする会社であり、平成13年1月1日付けでネスレ日本株式会社(以下同社の前身であるネススル株式会社も含め「旧ネスレ日本」という。)から現在の商号に変更した。

ホールディングには、申立人の上部組織である後記申立外ネススル日本労働組合のほか、申立外ネスレ日本労働組合(本件申立時組合員数1,577人、以下「別組合」という。)がある。

- (2) 被申立人ネスレジャパンアドミニストレーション株式会社(以下「アドミニストレーション」という。)は、13年1月5日に設立され、肩書地に本社を置いている。後記のとおり、ホールディングのイントラネットに掲載された13年1月23日付マネジメントニュースでは、アドミニストレーションを「全社的にサービスを提供するスタッフ部門」と説明している。

- (3) 被申立人ネスレ日本株式会社(以下「新ネスレ日本」という。)は、13年1月5日に商号をネスプレッソ株式会社から変更した会社で、肩書地に本社を置いている。後記のとおり、13年1月23日付マネジメントニュースでは、新ネスレ日本を「マーケティング/セールス部門」と説明している。

- (4) 申立人ネススル日本労働組合東京支部(以下「東京支部」という。)は、ホールディング従業員で組織する申立外ネススル日本労働組合(以下「組合」又は「本部」という。)の下部組織であり、東京支店等の従業員及びその退職者で組織されている。本件結審時、従業員として在籍している組合員数は4名である。

なお、組合には、東京支部のほかに、島田支部、姫路支部、霞ヶ浦支部及び神戸支部があり、本部及び各支部が、それぞれホールディングに団体交渉を申し入れている。

2 従前の労使関係

- (1) 労働組合併存状態での労使関係

昭和58年頃、旧ネスレ日本は、組合と別組合が併存する状況にあり、組合及び東京支部は、同社及び同社東京販売事務所を被申立人として、被申立人らが組合及び東京支部の存在を否定して団体交渉を拒否したこと、及び東京支部の組合員の給与から組合費相当額をチェックオフし、これを別組合に交付したことが不当労働行為に当たるとして、当委員会に救済申立てを行った(都労委

昭和 58 年不第 56 号、同第 66 号事件。以下「昭和 58 年事件」という。))。

当委員会は、59 年 7 月 30 日、東京支部との団体交渉応諾、チェックオフの禁止及び 58 年 4 月分以降の既にチェックオフした組合費相当額を東京支部へ支払うこと等を内容とする一部救済命令を交付した。

その後、旧ネスレ日本による再審査申立て及び再審査命令取消訴訟においても、概ね当委員会の命令の内容は維持されていたが、平成 7 年 2 月 23 日、最高裁判所は、チェックオフされた組合費相当額を組合員に支払うべきであるとして、再審査命令のうち、東京支部への支払いを命じた部分を取り消し、その余の上告を棄却した(以下「平成 7 年最高裁判決」という。))。

なお、この間、中央労働委員会は東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。))に対し、再審査命令のうち団体交渉応諾に係る部分の緊急命令申立てを行い、東京地裁は、昭和 61 年 12 月 4 日、これを認容する決定を行った。これを受け、団体交渉が行われた。

(2) 平成 7 年最高裁判決後の団体交渉

平成 7 年最高裁判決後、旧ネスレ日本と本部及び東京支部とは、平成 7 年 3 月 22 日以降 5 月 19 日までの間に 3 回の団体交渉を開催した。

旧ネスレ日本は、いずれの場合も、組合側交渉員の団体交渉開催場所への移動時間について賃金控除を行わなかった。

(3) 連名方式による団体交渉申入れ

① 7 年 7 月 7 日、旧ネスレ日本は、本部及び 5 支部の計 6 者を連名の名宛人として、団体交渉の開催を申し入れた。

これ以降、旧ネスレ日本は、6 者を名宛人とした団体交渉開催申入れ(以下「連名方式」という。))を、ほぼ月に一度の頻度で続けた。

連名方式での団体交渉申入れに対して、本部及び各支部は、9 年 2 月まで団体交渉に応じなかった。

② 9 年 2 月 28 日、旧ネスレ日本は、連名方式による「団体交渉開催申入並びに通知書」で本部及び各支部に団体交渉を申し入れた。

これに対して本部は、3 月 21 日付文書に、本部の 97 年春闘要求の説明団交として行うこと、及び各支部要求に対しては、最高裁判所の判決に従って支部団交にて誠意をもって回答すべきことを記載して、旧ネスレ日本に提出し、同日、本部と旧ネスレ日本との団体交渉が開催された。

そして、3 月 21 日の団体交渉以降も、旧ネスレ日本は連名方式による団体交渉申入れを続け、組合は、本部団交としてこれに応じた。

3 ネスレジャパングループの組織再編

(1) 12 年 12. 月 18 日付文書

旧ネスレ日本は、12 年 12 月 18 日、イントラネットに「Legal re-structuring of Nestle Japan Ltd.」と題する英文の文書を掲載した。本文書に日本語訳は付されていなかった。

この文書に関して、組合は、12 月 25 日に「抗議ならびに団体交渉の申し入れ」を旧ネスレ日本に行った。申入れの内容は以下のとおりである。

「貴社は 12 月 18 日イントラネット上で突然『Legal re-structuring of Nestle Japan Ltd. (ネスレ日本株式会社の法的再構成――組合の仮訳)』と題する『発表』を行いました…このような問題が事前に何の協議もなく『決定された』などと称することはとうてい許されるものではありません。組合は貴社に対して嚴重に抗議するとともに、本件について組合に十分な説明を行い、協議するとともに合意を得る努力をなされるよう強く求めるものです。組合は上記につき、12 月 26 日もしくは 27 日に団体交渉をおこなうよう申し入れます。」

(2) 組織再編の概要

旧ネスレ日本は、13 年 1 月 1 日、商号をネスレ日本株式会社からネスレジャパンホールディング株式会社に変更した。

また、1 月 5 日、アドミニストレーションが新設され、同日付けでネスプレッソ株式会社はネスレ日本株式会社(新ネスレ日本)に商号を変更した。

ホールディングは、上記 3 社及び 5 日に新設されたネスレジャパンマニュファクチャリング株式会社並びにその他関連会社を含めて、ネスレジャパングループと称している。

(3) ホールディングによるグループ会社の役割等の説明

ホールディングは、13 年 1 月 23 日、イントラネットのマネジメントニュースに「Nestle Japan-Legal re-structuring」と題する文書(13 年 1 月 23 日付マネジメントニュース)を掲載した。

上記文書には、要旨、以下の日本語訳が付されていた。

① ホールディング及び新ネスレ日本、ネスレジャパンマニュファクチャリング株式会社、アドミニストレーションの 4 法人が発足したことについて、

「このような法律上の組織形態は、日本の法律に則り、組織の機能性や透明性がより高められる法的組織構造に、という観点に基づいて、株主の要望を踏まえ、下した経営的な判断によるものです。」「この機会をとらえて、日本でのネスレのアイデンティティをこれまで以上に強固なものとしていくために、発足した 4 法人に関連会社(略)も含め、ネスレジャパングループと総称することといたします。」

- ② 各法人の機能・構成については、新ネスレ日本は「マーケティング/セールス部門」、ネスレジャパンマニュファクチャリング株式会社は「製造部門」、アドミニストレーションは「全社的にサービスを提供するスタッフ部門」としたうえで、

「業務上の組織につきましては、Y2 社長の下、各ディビジョン、グループ、ユニットにおいて従来通りの組織形態、指示命令系統で業務を進めていきます。関連事業においても同様です。

また、社員の皆さんの身分につきましても従来と変わりません。旧ネスレ日本株式会社の社員である皆さんの身分は、ネスレジャパンホールディング株式会社(旧ネスレ日本株式会社の新名称)に引継がれ、ネスレジャパングループの一員として、グループの中のそれぞれのフィールドで働いていただくということであり、言うまでもなく労働条件も従来通りです。

従って、今回の組織変更はネスレジャパングループにおける法律上の組織と業務運営上の組織の内、あくまで法律上の組織変更であり、それが現行の業務運営上の組織に何ら変更を及ぼすものではないことをご理解ください。」

(4) 組織再編後の状況

- ① 組織再編後、東京支店の従業員に対する各種書類は、以下のようになっている。

ア 基本給通知書には、社名の記載がなく、「人事本部長」あるいは「人事戦略グループ統括マネージャー」という役職名と役職者の氏名が記載され、アドミニストレーションの印が押されている。

イ 給与の支給明細書は、新ネスレ日本名義となっている。

ウ 源泉徴収票は、新ネスレ日本名義となっている。

エ 年間休日のお知らせは、「ネスレ日本株式会社東京支店長」名で出されている。

オ 雇用保険被保険者離職票に記載されている事業所名は、ホールディングとなっている。

カ 定年退職する従業員に対する、老齢年金又は選択一時金についての書類は、アドミニストレーションから送付されている。

- ② 組合からの団体交渉申入れ等への回答や、組合への通知については、社名は記載されず、「ネスレジャパングループ」とのグループ名と、差出人の役職名及び氏名が記載されている。

- ③ 36 協定の届には、協定当事者として「ネスレジャパンホールディング株式

会社」と記載されているが、事業の名称の欄には、ホールディングとともに「ネスレ日本株式会社東京支店」との名称が記載されている。

- ④ 13年5月24日、14年5月27日、15年5月22日及び16年5月18日に協定された「春季交渉に関する協定書」の協定当事者は、本部とホールディングである。

なお、15年の春闘要求内容は、ア)賃上げと一時金、イ)労働時間の適切な管理、ウ)労働時間の短縮、エ)再雇用制度の改善であり、ア)については具体的金額を挙げた内容で、イ)ないしエ)については「現行通りとする。」との内容で協定が締結されている。

- ⑤ ネスレジャパングループの島田工場の賃金台帳を作成しているのは、ネスレジャパンマニュファクチャリング株式会社である。

- ⑥ ネスレジャパングループの霞ヶ浦工場の賃金台帳を作成しているのは、ホールディングである。

4 組織再編に係る団体交渉

- (1) 本部は、前記3(1)のとおり、12年12月25日、旧ネスレ日本に対して団体交渉を申し入れたが、団体交渉は行われなかった。
- (2) 本部は、13年1月5日付け及び同月16日付けの文書で、「ネスレ日本」に対して団体交渉を申し入れ、同月22日、本部とホールディングとの団体交渉が行われた。

団体交渉では、ホールディングから、従業員の労働条件の変更はない、出向・転籍もなく、指揮命令についても一切変更はないとの説明がなされた。

- (3) 1月25日、ホールディングは、本部及び各支部に対して、連名方式で団体交渉を申し入れた。

これに対し、2月9日、本部は、ホールディングに対し「食品企業としての社会的責任の保証、従業員の身分・地位・労働条件と労使関係の保証を明確にする団体交渉を直ちにおこなうよう要求します」との文書を提出した。この文書には、以下のような記載がある。

「1月22日の団体交渉では、旧・ネスレ日本株式会社の全従業員が『ネスレジャパンホールディング株式会社』に在籍していることを確認しました。しかし貴社は、現時点での『在籍』の事実を認めたものの、従業員の身分・地位・労働条件等の今後については説明を拒否したままです。…組合要求にこたえる団体交渉を直ちに行うよう重ねて要求するものです。」

- (4) 2月19日、本部は、ホールディングに対し、団体交渉申入れを行い、同月20日、本部とホールディングとの団体交渉が開催された。この団体交渉では、

組合側から、組織再編に関して従業員の身分、地位及び労働条件等についての議題が出され、ホールディングは、従業員の身分、地位及び労働条件等に一切変更はなく、全従業員がホールディングに在籍していると回答した。

5 都労委平成 14 年不第 2 号事件の経過と本件申立て

- (1) 14 年 1 月 8 日、東京支部は、当委員会に対しホールディングを被申立人とする不当労働行為救済申立て(以下「14 不 2 号事件」という。)を行った。

この申立ては、ホールディングが、本部及び各支部計 6 者からの、それぞれの団体交渉申入れに対し、本部支部要求とも一括して神戸で団体交渉を行い、かつ、組合側交渉員は 5 名以内とする旨の回答を行うことで支部の団体交渉権を事実上否定しているとしてなされたものである。

- (2) 14 不 2 号事件は、7 回の調査の後あっせんに移行し、2 回のあっせんを行った。この間、東京支部は、14 年 8 月 16 日付けで新ネスレ日本を被申立人として追加する申立てを行うと同時に、請求する救済の内容についても、「団体交渉に関する業務をアドミニストレーションに委託したり、ネスレジャパングループ戦略企画本部人事戦略グループ等の権限の不明確な組織に団体交渉に関する事項を取り扱わせてはならない」ことなどを追加した。

- (3) 14 不 2 号事件の 14 年 6 月 25 日の調査調書には、当委員会が「東京団交」(支部団交)に関して各当事者に確認した事項の一つとして、「団体交渉および移動時間の申立人組合員の賃金について、会社は賃金カットを行わない。」との記載がある。

ホールディングは、上記調査調書記載内容に関し、本件審問において、移動時間の賃金保障については約束まではしていないと述べ、同時に、当時、上記調査調書を見ていたが、同調書に対する異議は出さなかったと述べた。

14 年 7 月から 12 月までの間に、東京支部の役員 5 名が出席し、ホールディングからの連名方式による申入れに基づく団体交渉が 4 回実施された。ホールディングは、いずれの団体交渉の場合も、開催場所への移動時間について賃金控除を実施した。

- (4) 東京支部は、15 年 2 月 13 日に 14 不 2 号事件の申立てを取り下げると同時に、本件を申し立てた。

6 東京支部の団体交渉申入れとホールディングらの対応

- (1) 東京支部の団体交渉申入れ

- ① 15 年 1 月 6 日、東京支部は、ホールディング、新ネスレ日本、同社東京支店長及びアドミニストレーションに対して、同日付「東京支部団体交渉開催申し入れ」により団体交渉を申し入れた(以下「15 年 1 月 6 日付申し入れ」と

いう。)。

この申入書は、団体交渉を東京支店会議室又はホールディング COT 会議室において 1 月 15 日午後 7 時から 3 時間程度行うこととし、出席者については、組合側 7 名、使用者側は申入れを受けた各会社を代表して回答できる者とした上、ア 東京支店における施設管理修理、賃金決定…等の権限は、ホールディング、新ネスレ日本、アドミニストレーションのどこにあるのかを明確にし、また、その根拠も明らかにすること、イ 従業員の身分について、出向・派遣等の扱いをしているのか否か、賃金支払者は、新ネスレ日本なのか否かを明確にすること、ウ ネスレジャパングループを構成する会社を特定すること、また、グループにアドミニストレーションが含まれるのであれば、なぜ同社が団体交渉に関する権限を有しているのかを明確にすること、エ 主に東京支店における職場環境を整備すること等を交渉議題とするものであった。

- ② ホールディングは上記申入れに対して、1 月 8 日付「回答並びに通知書」により、団体交渉を 1 月 15 日午後 7 時より 2 時間程度、芝パークホテル本館において、双方とも 5 名以内の出席で行うこととし、15 年 1 月 6 日付団体交渉申入れの議題を交渉事項とするが、議題エについては、過去に開催された団体交渉において平行線で終了していると通知した。

この通知は、「ネスレジャパングループ人事戦略グループエンプロイリレーションマネージャーY3」名義で出されており、名宛人については連名方式をとっている。

- (2) 1 月 8 日付「回答並びに通知書」への東京支部の対応

- ① 東京支部は、前記「回答並びに通知書」を 1 月 14 日に受け取り、これに対して翌 15 日付「抗議並びに通告書」を、ホールディング、新ネスレ日本、同社東京支店長及びアドミニストレーションに交付した。この書面には以下のような記載がある。

「2003 年 1 月 6 日付東京支部申し入れの 1 月 15 日開催の支部団体交渉を、正当な理由なく拒否されたことは、1995 年 2 月の最高裁判決に違反する重大な違法行為です。謝罪文を掲示し、2 度と繰り返さないと制約(ママ)したにもかかわらず不当労働行為を繰り返したことに厳重に抗議します。

尚、平成 15 年 1 月 8 日付ネスレジャパングループ人事戦略グループエンプロイリレーションマネージャーY3 名義の『回答並びに通知書』なる文書を 1 月 14 日に受領しましたが、組合支部申し入れの団体交渉に対し、名義人の所属や責任・権限が全く不明でありますので、東京支部は、当日出席しない

ことを通告いたします。」

② ホールディングは、1月8日付「回答並びに通知書」に記載した会場において、15日午後7時から午後8時30分まで待機したが、東京支部側が誰も会場に来ず、団体交渉は開催されなかった。

③ ホールディングは、1月27日付けで『抗議並びに通告書』に対する回答書」を連名方式で交付した。この書面には以下のような記載がある。

「当日、会社は、団交場所で…待機しておりましたが、貴組合から何の連絡もなく、また、会場にどなたもおいでにならなかったのもので、団体交渉が開催できませんでした。このことは誠に残念に存じます。…なお、会社は2001年1月の会社組織の再編以降、貴組合に対し、『ネスレジャパングループ…Y3』名義の文書によって、…東京においても同様の名義による文書により2002年7月26日から4回にわたって団体交渉が開催されてきているにもかかわらず、団交当日突然、『名義人の所属や責任・権限が全く不明』とし、団交をボイコットするに至っては、啞然とするばかりで、労使相互の信頼関係を貴組合自らが根底から揺さぶろうとする不誠実かつ無責任な対応と言わざるを得ません。」

7 本件申立て後の東京支部団体交渉

(1)① 東京支部は、15年6月19日付「東京支部団体交渉開催申し入れ」によって、ホールディング、新ネスレ日本、同社東京支店長及びアドミニストレーションに対し、東京支店会議室又はホールディングCOT会議室において、6月27日午後7時から3時間程度、組合側7名、使用者側は各会社を代表して回答できる者が出席して、Ⅰ 使用者側交渉担当者の所属、権限、責任を明確に証明すること、Ⅱ 15年1月6日付申し入れの全ての議題、Ⅲ ホールディング・新ネスレ日本・アドミニストレーション3社間の組織図の明示及び3社間の権限と責任を明確に示すことなど8項目、及びⅣ 別組合東京支部に貸与しているのと同様の組合事務所並びに組合掲示板を東京支部に貸与することを議題とする団体交渉の開催を申し入れた。

② ホールディングは、上記①の申し入れに対し、6月25日付「回答並びに通知書」を連名方式で交付した。この書面により、団体交渉を、従来どおり芝パークホテルにおいて、7月4日午後7時より2時間程度、従来どおり双方とも5名以内の出席で行うこととし、6月19日付団体交渉申し入れの議題を交渉事項とするが、議題Ⅱのエ(15年1月6日付申し入れの議題エ)については、過去に開催された団体交渉で当事者双方の主張が全く平行線のまま終了しており、また、議題Ⅲについては、労働委員会に申し立てられた事

項に関する議題であり、会社が各調査・審問においてその見解を示している
るので参照されたい旨を通知した。

③ 7月4日、団体交渉が開催された。

東京支部は、この日の団体交渉が東京支部団体交渉として開催されるものであるとの確認を求め、ホールディングは、「皆様方の組合と団交を開催する。6者宛に開催通知をし、議題は、組合にお任せする。とのスタンスで一貫・終始してきた。」と回答した。

この回答に対し、東京支部は、14年中に行われた4回の団体交渉の位置付けは、7月7日に行われる予定の当委員会の調査手続において確認すると
して、「今日は決裂という事でなく、延期ということで終わらしましょう。」
と述べ、45分ほどでこの日の団体交渉は終了した。

(2) ホールディングは、15年10月14日付「申し入れ書」を東京支部に交付した。この書面の概要は以下のとおりである。

本部及び各支部が、団体交渉の議題、交渉希望日などを内部で整理・調整しないまま申し入れているため、議題の数が極めて多いうえに重複もあり、
また、交渉希望日も重複あるいは近接することとなっています。

このため、ホールディングとしては団体交渉は、本部及び各支部宛とし、
議題についても本部及び各支部が任意に選択した議題、あるいは本部又は各
支部が特に選択していると考えられる議題について交渉することとしてきま
した。

然るに、本部及び各支部は依然として、これらを整理・調整しないまま、
別個に団体交渉を申し入れています。東京支部の場合も、例えば、15年1月
6日付「東京支部団体交渉開催申し入れ」記載の団体交渉の議題のうち、ア、
イ及びウの議題は、過去に本部との団体交渉で交渉事項とされたことがあり、
加えて、東京支部申入れと同時期に、霞ヶ浦支部及び島田支部からも同一の
議題について団体交渉申入れがなされ、しかも、東京支部の団体交渉希望日
は霞ヶ浦支部の希望日と同日であり、島田支部の希望日とも近接しています。

そして、ホールディングは、東京支部に対して、(ア)東京支部の団体交渉
事項と、本部及び各支部の団体交渉事項の分配を具体的に明らかにすること、
(イ)東京支部と、本部及び各支部の団体交渉議題について、重複のないよう
予め内部で整理すること、(ウ)団体交渉議題が極めて多数であるため、各団
体交渉申入れにおける議題を合理的な範囲で限定するか、優先順位を明らか
にすること、(エ)東京支部と、本部及び各支部の団体交渉希望日が重複ある
いは近接しないよう予め内部で調整することの4点について、本部及び他の4

支部と協議の上、回答するよう求めた。

- (3)① 東京支部は、15 年 11 月 25 日付「東京支部団体交渉開催申入書」によって、ホールディング、新ネスレ日本、同社東京支店及びアドミニストレーションに対し、団体交渉を 12 月 5 日午後 7 時 15 分から、6 月 19 日付申入れと同様の場所、出席者により行うこととし、議題については、質問事項並びに説明を求める事項を議題Ⅰとして 15 年 1 月 6 日付申入れの議題アないしウの内容を挙げ、協議事項を議題Ⅱとして同申入れの議題エの内容を挙げて申し入れた。

また、東京支部は、上記(2)のホールディングからの「申し入れ書」に対する回答を、同日付の文書で行った。

- ② ホールディングは、上記①の申入書に対し、12 月 3 日付「回答並びに通知書」で、連名方式によって回答した。この書面で、ホールディングは、12 月 10 日午後 7 時 15 分より 2 時間程度、場所及び出席者については 6 月 25 日付書面と同様とし、15 年 11 月 25 日付団体交渉申入れの議題を交渉事項とするが、議題Ⅰ及び議題Ⅱの一部は本部及び他支部と議題が重複しているとして組合内部での調整を求め、また、議題Ⅲのその他の部分は過去の団体交渉で双方の主張が全く平行線のまま終了していることなどを通知した。

- ③ 12 月 10 日、団体交渉が開催された。開催場所は芝パークホテル、出席者は組合側 5 名、使用者側 4 名であった。

団体交渉の席上、東京支部が、当委員会での確認では、ホールディングが東京支部単記の形式で回答をするとしていたにもかかわらず、連名方式としたのはなぜかと質すと、ホールディングは、議題の重複につき本部・他支部との整理をするとの前提条件が満たされていないため、従前の回答形式で回答したと述べた。その後も、議題の重複や連名方式での回答に関するやりとりに終始し、議題に入らないままこの日の団体交渉は終了した。

- (4)① 東京支部は、ホールディング、新ネスレ日本、同社東京支店及びアドミニストレーションに対し、16 年 1 月 26 日付「東京支部団体交渉開催申入書」により、2 月 2 日又は 3 日に、15 年 6 月 19 日付書面と同様の場所、出席者で団体交渉を開催するよう要求した。そして、議題については、1) 東京支店並びに各営業所で個人用ロッカーが設置されていない職場に、早急に個人用ロッカーを設置すること、2) 東京支店内に、休憩室又は休憩できる部屋を男女別に設置すること、3) 東京支店安全衛生委員会に、ネスレ日本労働組合東京支部推薦の委員を 1 名参加させること。併せて、東京

支店安全衛生委員会の過去 2 年分の議事録を公開すること、4) セールスマンの使用する社有車に、安全のためにエアバッグを装備すること、5) i 事業所の防災対策のために、各事業所の耐震調査を家主へ申し入れ、その結果を公表すること。ii 各事業所の防災責任者を各地の防災・防震災講習会などへ出席させ、その結果を積極的に従業員へ説明させること。iii 事業所内防災体制を確立し、併せて防災訓練を実施すること。iv 緊急対策として、食料品の備蓄を行うこと、6) 各事業所の安全運転管理者に講習会などに出席させ、その報告会を各事業所で開催すること、7) 別組合の東京支部に貸与している組合事務所並びに組合掲示板と同等の設備を東京支部にも貸与すること(以下「1 月 26 日付申入書議題 7)」という。)の 7 項目を提示した。

また、東京支部は、申入書とは別に同日付の「要望書」をホールディング、新ネスレ日本、同社東京支店及びアドミニストレーションに交付しており、要望の内容は、15 年 1 月 6 日付申入れの A ないし U とほぼ同じであった。

② ホールディングは、上記①の申入書に対して、1 月 29 日付「回答並びに通知書」を、連名方式ではなく、東京支部を名宛人として交付し、2 月 3 日午後 7 時 15 分から、15 年 6 月 25 日付書面と同様の場所、出席者で団体交渉を行うこととし、16 年 1 月 26 日付申入書の議題 1) ないし 6) を交渉議題とするが、議題 7) は本部及び他支部と議題が重複しているため、予め組合内部で整理されたいと通知した。

③ 2 月 3 日、ホールディングと東京支部との団体交渉は、午後 7 時 15 分から 9 時 30 分ころまで、芝パークホテルにおいて、組合側 5 名、使用者側 4 名が出席して行われた。

東京支部は、団体交渉の冒頭で、出席人数は 7 名で開催したいと述べたが、結局、5 名で議題に入った。

1 月 26 日付「要望書」について、東京支部は、「本日の団交申入れと同時に要望書を提出したが、それに対する会社回答を聞きたい。書面で回答が欲しい。」と要求したが、ホールディングは、「すでに都労委の調査で回答済みである。書面で示す事はしない。他の労働委員会での証言や証拠でも示している。」と回答した。

これに対して、東京支部が重ねて「他の労働委員会の回答などをこの場に持ち出すのは筋違いである。東京支部要求にはネスレ日本株式会社が含まれる。他支部の被申立人会社にネスレ日本株式会社は含まれない。具体

的な質問に回答されたい。」と要求したが、ホールディングは、「すでに回答済である。」として、具体的な回答はしなかった。

団体交渉の席上、ホールディングは、1月26日付申入書議題7)について、あらためて「本部及び他支部と重複しているので、予め組合内部で整理されたい」と要望した。

また、ホールディングは、全7議題中4議題に対して「現行通り。」と回答し、その他の議題についても「交渉議題にふさわしくない、答える必要はない。」、「業務上の必要により会社が決定する。」、「(議題が)本部及び他支部と重複しているので、予め組合内部で整理されたい。」と回答した。

なお、議題2)に関連して、組合が支店内のどのフロアーに、どの位のスペースで(休憩室の)ベッドを設置してあるのか、と質問したのに対し、ホールディングが「交渉議題にふさわしくない、答える必要はない。」と回答したことについて、東京支部が「具体的にお答えになれば、この要求は解決するのです。」と述べたところ、「何らかの方法でお答えします。」と回答して、後日ホールディングは、「東京支店内の休養室は、7階のフロアーに、男性用として、10平方メートル位でベッド一つ、女性用として、6平方メートル位でベッド一つ」と回答した。

8 16年8月16日以降の東京支部団体交渉

- (1) 東京支部は、ホールディング、新ネスレ日本、同社東京支店及びアドミニストレーションに対し、8月27日付「東京支部団体交渉開催申入書」により、9月15日午後2時から午後6時まで(都労委で約束した移動時間を含めて賃金控除をしないことを前提)、上記約束が履行されないのであれば午後7時15分から3時間程度、15年6月19日付書面と同様の場所、出席者で団体交渉を行うこととし、Ⅰ 分社化に伴う事項(15年1月6日付申入れの議題アないしウの内容及び組合員の昇給額と一時金の支給金額の決定について)、Ⅱ 職場改善に関する事項(15年1月6日付申入れの議題エの内容)を議題として申し入れた。
- (2) ホールディングは、上記(1)の申入れに対して、9月1日付「回答並びに通知書」を、連名方式ではなく、東京支部を名宛人として交付し、9月15日午後7時15分から、15年6月25日付書面と同様の場所、出席者で団体交渉を行うこととし、8月27日付団体交渉申入れの議題を交渉事項とするが、議題Ⅰについては本部に交渉権限があるものと考え、また、議題Ⅱについては、本部と労働協約を締結して解決済みの項目があり、さらに、過去の団体交渉で平行線で終了している部分もあるので、その部分については新たな提案が

あればそれを提案して下さい、と通知した。

- (3) 9月15日、ホールディングと東京支部との団体交渉が開催された。団体交渉は、午後7時15分から午後9時まで、芝パークホテルで、使用者側5名、組合側6名が出席して行われた。

冒頭から、ホールディングは組合側出席者が6名であることを捉え、5名での開催を主張した。その後も双方が主張を譲らずにいたが、午後9時になると、ホールディングは会議があるとの理由で退席し、議題に入らないまま終了した。

9 団体交渉ルール等について

- (1) 本部は、16年3月6日に開催された本部執行委員会で、1月26日付申入書議題7)に関する交渉権限を東京支部に委譲することを決定した。
- (2) 16年3月17日、当委員会は、1月26日付申入書議題7)についての交渉窓口の一本化を検討するよう促したが、5月21日、東京支部は、一本化するつもりはない旨を述べた。
- (3) 団体交渉開催方式
- ① 本部と各支部との間で、議題の内容や交渉希望日について、予め調整や整理をしたことはない。また、東京支部が、団体交渉において、交渉事項の本部並びに各支部間の重複について、字句が同一でも求める内容が違うなどの説明をしたことはない。
- ② 使用者側団体交渉メンバーは、ホールディングが選任したY3ら5名である。
- ③ Y3が、東京支部が要求する団体交渉議題について、予め東京支部の役員に対し具体的に何を団体交渉しようとしているか、質問したことはない。

第3 判 断

1 本件審査の対象について

東京支部は、前記第1.2で述べたとおり、平成16年8月16日付けで請求する救済の内容を整理した。同日付書面において、東京支部は「(ホールディングが)支配介入・団交拒否並びに不誠実団交を続けている」と述べ、さらに、救済の内容として、掲示文書の中に「15年1月6日付東京支部からの団体交渉開催要求以降の団体交渉開催に当たり(不当労働行為があり、是正を命じられた)」と記載することを求めている。

調査及び審問においては、16年8月16日までの団体交渉に関する事実が審査の対象とされ、ホールディングもこれを前提に、15年1月6日以降の団体交渉に関しても誠実に対応し、東京支部との団体交渉にも応じている等主張しているも

のである。

以上のように、東京支部は、16年8月16日付けで不当労働行為を構成する事実の範囲を拡大して、15年1月6日付申入れ以降の事実について追加したものであり、以下では本件申立て以前1年間及び申立て後請求する救済の内容の整理が行われた16年8月16日までの事実について判断する。

2 アドミニストレーション及び新ネスレ日本の被申立人適格について

(1) 申立人の主張

① アドミニストレーションについて

アドミニストレーションは、東京支部組合員の毎年の基本給額を決定し、これを各組合員に通知している。

よって、同社は、各組合員の基本給額を決定し通知するという点において、東京支部組合員の労働条件の根幹を左右する地位にある者であるから、労働組合法上の使用者に該当する。

② 新ネスレ日本について

新ネスレ日本は、東京支店の従業員の賃金台帳の作成者であり、賃金支給明細書の作成者であり、源泉徴収票の作成者でもある。

労働基準法第108条は使用者に賃金台帳を調製し記入する義務を負わせているのであるから、同社が労働基準法上の使用者に該当することは明らかである。そして、賃金台帳を作成している以上、時間外労働手当の算定のために労働時間管理を行っていることも明らかである。

よって、同社は、東京支部組合員の労働条件を左右する地位にあるものであるから、労働組合法上の使用者に該当する。

(2) 被申立人の主張

アドミニストレーション及び新ネスレ日本は、ホールディングとは別法人である。従業員たる東京支部組合員の雇用契約上の雇用主はホールディングであり、アドミニストレーション及び新ネスレ日本は東京支部組合員の労働条件を決定する権限を有しない。

したがって、アドミニストレーション及び新ネスレ日本は、東京支部組合員の使用者ではなく、そもそも東京支部との団体交渉に応じる立場にはない。

このことは、組合本部がホールディングと労働協約を締結していることから明らかなように、東京支部も十分承知しているところである。

(3) 当委員会の判断

① 東京支部は、アドミニストレーション及び新ネスレ日本について、東京支部組合員の労働条件を左右する地位にある者であるから、労働組合法上の使

用者に該当すると主張する。

この点について、組織再編後の状況として、基本給通知書にアドミニストレーションの印が押されていること、給与の支給明細書と源泉徴収票は新ネスレ日本名義となっていること(第2.3(4))等の事実が認められる。

しかしながら、この他に、アドミニストレーションと新ネスレ日本が東京支部組合員の労働条件を決定し、あるいはその決定を左右する強い影響力を行使し得る立場にあったと認めるに足りる疎明はない。

他方、13年、14年、15年及び16年の「春季交渉に関する協定書」の協定当事者はホールディングであり、そのうち15年の協定書では、賃金額や労働時間について協定している(第2.3(4)④)のであるから、これらの事項についてホールディングが決定権限を持っていること及びそれを組合側も認めていることは明らかである。

結局、アドミニストレーションと新ネスレ日本については、基本給通知書等に社名の記載があること以上の疎明はなく、これのみでは、両社が東京支部組合員の使用者に当たると認めることはできない。

- ② したがって、本件申立てのうち、使用者に該当しないアドミニストレーションと新ネスレ日本に対してなされたものは、却下せざるを得ない。

3 東京支部との団体交渉について

(1) 申立人の主張

- ① ホールディングは、平成7年最高裁判決の直後に旧ネスレ日本として3回だけ東京支部との支部団交に応じたものの、これ以降は連名方式による開催に固執し、これ以外では団体交渉に応じないとの態度に終始した。

そして、14年6月まで支部団交に応じなかったのであり、東京支部との団体交渉開催自体を嫌悪し、開催を拒絶ないし回避する強い不当労働行為意思を有していたことは明らかである。

- ② 14年7月以降開催された支部団交においても、ホールディングは、本部も出席して本部団交を同時に開催するよう求めたり、都労委で審査委員が確認し調書にも明記されている約束(団体交渉開催場所への移動時間について賃金控除をしない)を踏みにじる等の不誠実な対応に終始した。

また、団体交渉の使用者側出席者に東京支店の関係者を一切加えず、組合の質問に具体的に回答せず、誠実に交渉しようとしなかった。

- ③ 以上の点に照らせば、ホールディングが連名方式に固執し、自らが一方的に決定した団体交渉開催方式の枠内でしか団体交渉に応じないとの態度をとり続けていることは、不誠実団体交渉であると同時に組合弱体化を企図す

る支配介入でもある。

(2) 被申立人の主張

- ① 本部及び各支部は、それぞれが独自に団体交渉権を有する主体であると主張して、意図的に、予め整序、調整することなく交渉議題を設定して申し入れている。

その結果、本部及び各支部の議題は重複することが多く、今後もその可能性が十分にある。また、本部及び各支部からの団体交渉申入れの回数もおびただしく、かつ、団体交渉開催予定日も近接、重複することが多かった。

このような場合、二重交渉を避けるために、両者の調整、統一がなされるまでの間、団体交渉を一時的に拒否しても不当労働行為にはならない。

しかも、ホールディングは、組合と団体交渉を行うことを優先して考え、連名方式をとって団体交渉に応じてきたのであるから、ホールディングの対応は、本来義務のない任意の団体交渉というべきものであり、団体交渉拒否はもちろん、不誠実団体交渉や支配介入の不当労働行為ともなり得ない。

- ② 東京支部は、労働協約により解決済みの事項についても重ねて団体交渉を要求しており、当該事項についてホールディングは団体交渉義務を負わないのであるから、これらの事項について、団体交渉拒否、不誠実団体交渉又は支配介入の不当労働行為は成立し得ない。
- ③ 団体交渉への出席者数は、これまでの労使双方5名以内で何ら支障なく行っていた。また、団体交渉開催場所は、これまでも業務上の支障が発生する会社施設内ではなく、その近隣で行っており、何ら支障は生じていない。
- ④ 14不2号事件の調査において、ホールディングは、移動時間の賃金保障については、「検討する」と返答したのみで、賃金保障の約束まではしていない。

(3) 当委員会の判断

- ① 東京支部の主張をみると、ホールディングが14年6月まで東京支部との団体交渉に応じていない、すなわち、ホールディングの対応が団体交渉拒否に該当するとの主張をしているかのようである。

しかしながら、東京支部は、本件申立ての1年前である14年2月13日から14年6月までの間に、東京支部の団体交渉申入れをホールディングが拒否した事実について何ら疎明を行っておらず、東京支部自身、不誠実団体交渉と支配介入に対する救済しか求めていない。

したがって、この点については判断の限りでない。

- ② 東京支部は、14年7月以降の支部団交におけるホールディングの対応が不

誠実なものに終始したと主張する。

ア 東京支部は、ホールディングが、当委員会の調査調書記載内容に反して団体交渉開催場所への移動時間分の賃金控除を行ったことが不誠実な対応であると主張し、ホールディングは、賃金保障の約束まではしていないと主張する。

14 不 2 号事件の調査調書に、「東京団交」に関して各当事者に確認した事項の一つとして、「団体交渉および移動時間の申立人組合員の賃金について、会社は賃金カットを行わない」との記載があるにもかかわらず、同事件係属中の 14 年 7 月から 12 月までの間に行われた団体交渉に関し、ホールディングは、団体交渉開催場所への移動時間について賃金控除を行ったことが認められる(第 2.5(3))。

この調書について、ホールディングは、本件審問において、異議は出さなかったと述べている(第 2.5(3))のであり、ホールディングが当委員会における賃金控除をしない旨の確認を了知していたことは確かであると考えられ、これに反するホールディングの主張は採用することができない。

そして、ホールディングが上記調書記載内容に反する取扱いを行ったことは、団体交渉の一方当事者としての意図的な対応といわざるを得ず、このような対応は、東京支部の存在を軽視ないしは敵視した支配介入に該当する。

イ 東京支部は、ホールディングが団体交渉への使用者側出席者に東京支店の関係者を一切加えず、組合の質問に具体的に回答しないとも主張する。

しかし、東京支部は、議題や団体交渉希望日が本部及び各支部と重複しないようホールディングから申入れがあったにもかかわらず、その直後の 15 年 11 月 25 日付団体交渉申入れでは従前と変わらぬ議題で申し入れている(第 2.7(2)(3))。そして、東京支部は、団体交渉において、交渉事項の本部並びに各支部間の重複について、字句が同一でも求める内容が違うなどの説明をしたことはない(第 2.9(3)①)のであるから、ホールディングが、あえて当該議題に具体的に回答し得ない者を団体交渉出席者に選任し、団体交渉を形骸化させたとまでいうことはできない。

確かに、ホールディングは、16 年 2 月 3 日の団体交渉において個々の議題について具体的な回答を行っていない(第 2.7(4)③)が、東京支店の休憩室の問題については後日具体的に回答しており、その内容をみると、「東京支店内の休養室は、7 階のフロアーに、男性用として、10 平方メートル位でベッド一つ、女性用として、6 平方メートル位でベッド一つ」という

ものであり(同)、この回答が遅れることによって、その後の関連事項の交渉が遅れるなどの事情もないのであるから、東京支店の関係者が出席しないことによる団体交渉への影響は、仮にあるとしても軽微なものにとどまる。

したがって、団体交渉への使用者側出席者に東京支店の関係者を加えなかったことが、不誠実団体交渉あるいは支配介入に当たるとまでいうことはできない。

なお、この他に東京支部が主張する、出席人数や開催場所等の団体交渉開催方式についても、東京支部はこれら事実が団体交渉及び組合活動にどのような悪影響を与えたのかについて何ら具体的主張をしておらず、不誠実団体交渉あるいは支配介入に当たると認めることはできない。

- ③ 東京支部は、ホールディングが連名方式による団体交渉申入れに固執していることが不当労働行為に該当すると主張するが、連名方式を採用したことで、東京支部における団体交渉開催に具体的にいかなる支障があったのかについての主張はなく、かえって、東京支部においては、連名方式のもとでも、支部役員が出席した団体交渉開催にまで至っている(第2.5(3)、7(1)③)。また、東京支部が、支部限りの事項を団体交渉議題とした16年1月26日付団体交渉申入れに対して、ホールディングは、連名方式ではなく、東京支部を名宛人として回答し、支部団体交渉に応じている(同7(4))。そうすると、連名方式による団体交渉申入れが直ちに不当労働行為に該当するとの東京支部の主張を採用することはできない。

なお、上記16年1月26日付申入れ以降の東京支部からの団体交渉申入れに対しては、ホールディングは、連名方式ではなく、東京支部を名宛人として回答している(第2.8(2))。

- ④ 以上のとおりであるから、ホールディングが、14不2号事件の調査期日における確認事項に反して、組合側交渉員の団体交渉開催場所への移動時間分の賃金控除を行ったことは、支配介入に該当するが、支部団交におけるホールディングの対応は、不誠実団体交渉あるいは支配介入に当たるといえることはできない。

4 組織再編にかかる3社の対応

(1) 申立人の主張

- ① 被申立人3社は、ホールディングが東京支店の就業規則の作成者及び届出者であり、新ネスレ日本が東京支店の事業主であり、アドミニストレーションが東京支店の従業員の昇給決定者であるなど、各社が、東京支店の従業員

に対して一定の使用者責任と権限を有しているかのような外観を呈しており、労働条件の重要な変更であるにもかかわらず団体交渉議題から排除しようとしたり、説明を拒否するなど、支配介入並びに不誠実団体交渉を続けている。

- ② そして、東京支部が説明を求めたにもかかわらず、ホールディングは正当な理由なくこれを拒否し、その後の説明要求にも回答しなかったのであり、これは、東京支部の団結権を侵害し、又は侵害する虞のある行為である。

(2) 被申立人の主張

- ① 組織再編に伴うホールディング以外の社名使用については、13年に実施された組織再編の中で、ホールディング以外の社名を、それぞれの役割や機能に応じてタイトルとして付することとなったのであり、あくまで名目的な肩書として付されているにすぎない。
- ② 東京支部は、ホールディング以外の会社名義の使用についてホールディングが説明を拒否していることが支配介入に該当すると主張するが、名義使用に関する説明の問題は、ホールディングの団体交渉上の対応の問題であって、支配介入の問題ではない。
- ③ 組織再編については、ホールディングと本部との間で団体交渉が行われており、東京支部がこれを議題としてホールディングに団体交渉を要求する権限はない。16年1月26日付「要望書」については、東京支部が議題を東京支部のものに限定するという合意があり、かかる前提で連名方式ではなく支部団体交渉として応じることとし、東京支部も、この合意を受けて組織再編にかかわる事項を団体交渉議題とは区別したのであるから、上記要望書は、そもそも団体交渉議題とはなり得ず、議題とすることを拒否したのは当然であり、正当な理由が存する。

また、ホールディング以外の会社名義の使用は、ホールディングの統一的取扱いであり、東京支部又はその組合員のみに対する取扱いではない。したがって、ホールディング以外の会社名義の使用は、東京支部の運営に介入するものではない。

(3) 当委員会の判断

- ① 組織再編時のホールディングの対応及びその後の状況として、以下の事実が認められる。
 - ア ホールディングは、組織再編について、13年1月23日付マネジメントニュースに、「旧ネスレ日本株式会社の社員である皆さんの身分は、ネスレジャパンホールディング株式会社(旧ネスレ日本株式会社の新名称)に引継

がれる」と記載した(第2.3(3))。

イ 組織再編後の状況として、東京支店の従業員に対する各種書類が、基本給通知書にはアドミニストレーションの印が押されており、また、給与の支給明細書は新ネスレ日本名義と、離職票に記載されている事業所名はホールディングとなっている(第2.3(4))。

② 上記①アの記載があるにもかかわらず、現実には同イのように、東京支部組合員が在籍する東京支店において3社の名義が使い分けられている状況にあっては、東京支部が、従業員の身分を引き継いだと発表されたホールディング以外の社名がいかなる理由で使用されるのか疑問に思うのは、無理からぬことといえる。

③ そして、東京支部が組織再編に係る団体交渉を要求しても、ホールディングの回答は「すでに都労委の調査で回答済みである。」、「他の労働委員会での証言や証拠でも示している。」というものであり(第2.7(4)③)、さらに、東京支部が「東京支部要求にはネスレ日本株式会社が含まれる。他支部の被申立人会社にネスレ日本株式会社は含まれない。具体的な質問に回答されたい。」と、他支部との違いを述べた上で重ねて要求しても、ホールディングは「すでに回答済である。」というのみであって(同)、16年2月3日の団体交渉においてホールディングは、東京支部の説明要求に回答していない。

④ ホールディングは、組織再編については本部と交渉しており、東京支部が団体交渉議題とする権限はない、16年1月26日付要望書については、そもそも団体交渉議題とはなり得ず、議題とすることを拒否したのは当然であり、正当な理由があるとも主張するが、東京支部組合員が在籍する東京支店では現に上記①の状況にあり、他支部との違いを具体的に述べた上で、支部に特有の問題として、東京支店における他社名義の使用等について東京支部が説明を要求したことに鑑みれば、東京支部が、組合員の労働条件の決定等に疑義を抱いて組織再編について説明を求めたことには相応の理由があり、一概にこれを議題として団体交渉を要求する権限がない、あるいは団体交渉議題となり得ないということとはできない。

さらに、ホールディングが、団体交渉において他社名義の使用に関する説明要求に具体的な回答を行わず、「すでに都労委の調査で回答済みである。」などとの回答をしたことは、東京支部との団体交渉に誠実に対応したということとはできない。

なお、東京支部は、ホールディングが、東京支部の説明要求にもかかわらず説明を拒否していることが支配介入にも該当すると主張するが、ホールデ

イングが、あえて説明を行わないことによって、東京支部の運営に介入し、組合活動を抑制しようとしたとまで認めることはできない。

- ⑤ 以上のとおりであるから、ホールディングが、東京支部の具体的状況を述べた上での説明要求にもかかわらず、団体交渉において他社名義の使用に関する具体的な説明を行わなかったことは、不誠実な団体交渉に該当するが、支配介入には該当しない。

5 救済の方法について

団体交渉開催場所への移動時間分の賃金控除については、東京支部は、当時控除された賃金の返還を求めていることもあり、主文第1項のとおり命ずるのが相当である。

また、東京支部は、他社名義の使用等について会社の見解を文書で開示し、誠実に団体交渉に応じることを求めているが、他社名義の使用等については、本件審査手続において明らかになった事実も多くあること、ホールディングが説明要求に応じなかったことの背景として、団体交渉事項とは区別された要望書に基づく要求であったことなどを考慮して、本件における救済としては、主文第1項のとおり命ずるのが相当である。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、ホールディングが当委員会の14不2号事件の調査期日における確認事項に反して、組合側交渉員の団体交渉開催場所への移動時間について賃金控除を行ったことは、労働組合法第7条第3号に該当し、同社が東京支部の説明要求にもかかわらず団体交渉において他社名義の使用に関する具体的な説明を行わなかったことは、同法同条第2号に該当するが、その他の東京支部団体交渉におけるホールディングの対応は、同法同条には該当しない。また、東京支部のアドミニストレーション及び新ネスレ日本に対する申立ては、いずれも労働委員会規則第33条第1項第5号に該当する。

よって、労働組合法第27条の12並びに労働委員会規則第43条及び第33条を適用して主文のとおり命令する。

平成17年7月5日

東京都労働委員会

会 長 藤 田 耕 三